

新型コロナウイルス感染症による 緊急経済対策

住民税の徴収・換価の 猶予

住民税の納付が困難な方を対象に、徴収・換価の猶予制度があります。詳しくは、お問い合わせください。

▽問 = 納税課 ☎3579-2138・2141・2135・2145

福祉資金貸付金の 償還支払いの猶予

福祉資金貸付金の償還が困難な方を対象に、支払いの猶予制度があります。詳しくは、お問い合わせください。

▽問 = 福祉部管理課福祉資金係 ☎3579-2353

このほか、中小企業を対象とした特別相談窓口などを設置しています。詳しくは、区ホームページをご覧ください。

国民年金

学生納付特例の申請は お済みですか

保険料の納付が困難で、納付猶予を希望する学生は、早めの申請をお願いします。

なお、平成31年(令和元年)度に承認されていて、令和2年度も在学予定の方には、4月上旬に日本年金機構が申請書をお送りしましたので、継続希望の場合は、ご返送ください(昨年度と同一校に限る)。申請書が届かない・学校が変わったなどの場合は、国保年金課国民年金グループ(区役所2階⑤窓口)で手続きをお願いします。

▽対象 = 大学(大学院を含む)・短期大学・高等専門学校・専修学校・各種学校その他の教育施設の一部に在学(いずれも夜間・通信教育を含む)し、本人の前年所得が118万円以下(扶養親族がない)の方※対象外の学校あり▽持物 = 本人確認書類(運転免許証など)・年金手帳・印鑑(スタンプ式は不可)・学生証▽申請 = 直接、国保年金課国民年金グループ

●学生納付特例はさかのぼって 申請できます

学生納付特例は、申請日時点で過去2年1か月前までの未納期間に限り、さかのぼって申請できます。学生証では在学期間がわからない・学生証の有効期限が切れているなどの場合は、

《定期調査・検査報告対象一覧》

対象	用途	報告時期
建築物 (特定建築物)	劇場・映画館・演芸場・旅館・ホテル 観覧場(屋外観覧席のものを除く)・公会堂・集会場 百貨店・マーケット・物品販売業を営む店舗など	11月～来年1月※ 毎年報告する義務あり
	●百貨店・マーケット・物品販売業を営む店舗など(毎年報告のものを除く) ●展示場・キャバレー・カフェ・ナイトクラブ・バー・ダンスホール・遊技場・公衆浴場・待合・料理店・飲食店 ●複合用途建築物(共同住宅などの複合用途・事務所などを除く) ●事務所その他これに類するもの	5月～10月※3年 ごとに報告する義務あり
防火設備	随時閉鎖または作動できるもの(防火ダンパーを除く)	
建築設備	換気設備(自然換気設備を除く)	前年の報告日の翌 日から起算して1 年を経過する日ま で※毎年報告する 義務あり
	排煙設備(排煙機または送風機を有するもの)	
	非常用の照明装置	
昇降機	給水設備・排水設備(給水タンクなどを設けるもの)	
	エレベーター(労働安全衛生法の性能検査を受けているものを除く)	
	エスカレーター 小荷物専用昇降機(テーブルタイプを除く)	

在学期間証明書をお持ちください。

●保険料を追納できます

支払猶予を承認された期間は、年金を受給する際に必要な資格期間に算入されますが、受給額には反映されません(障害年金受給の納付要件には算入されません)。承認された期間分の保険料は、10年以内であれば追納できます。ただし、承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降、経過期間に応じた一定の金額が加算されます。

《いずれも》

※詳しくは、お問い合わせください。▽問 = 板橋年金事務所 ☎3962-1481、板橋区国保年金課国民年金グループ ☎3579-2431

お知らせ

建築物などの定期調査・ 検査報告をお願いします

今年度に、定期調査・検査報告が必要な建築物などは、下表のとおりです。いずれも有資格者による調査・検査報告が義務付けられています。

▽問

- 建築物について…(公財)東京都防災・建築まちづくりセンター ☎5989-1929
- 防火設備について…(公財)東京都防災・建築まちづくりセンター ☎5989-1937
- 建築設備について…(一財)日本建築設備・昇降機センター ☎3591-2421

●昇降機について…(一社)東京都昇降機安全協議会 ☎6304-2225

●制度全般について…板橋区建築指導課建築設備グループ ☎3579-2577

特別弔慰金の請求を 受け付けます

令和2年4月1日(基準日)において、恩給法による公務扶助料・戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金などを受ける方(戦没者等の妻・父母など)がない場合に支給されます。

▽対象 = 戦没者等の死亡当時の遺族で①～④の先順位の方1人
①基準日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

②戦没者等の子

③戦没者等の①父母②孫③祖母④兄弟姉妹

※死亡当時の生計関係などにより、順番が入れ替わります。

①②～④以外の戦没者等の三親等内の親族(甥・姪など)※戦没者等の死亡時まで、引き続き1年以上の生計関係を有していた方。

▽支給内容 = 額面25万円・5年償還の記名国債▽請求期限 = 令和5年3月31日(金)※詳しくは、お問い合わせください。▽請求・問 = 直接、福祉部管理課援護係(区役所8階⑤窓口) ☎3579-2212または赤塚支所住民サービス係 ☎3938-5113※来年3月31日(水)まで、204会議室(区役所2階)で臨時受付窓口を開設しています。

東京都市計画公園事業第 3・3・36号東板橋公園 の変更が認可されました

▽事業期間・関係図書の縦覧場所 = 来年3月31日(水)まで、都市計画課(区役所5階⑤窓口)▽問

= みどり公園課公園整備グループ ☎3579-2696

献血にご協力ください

▽とき = 4月14日(火)、10時～11時30分・12時50分～16時▽ところ = 区役所(正面玄関横)▽問 = 東京都赤十字血液センター ☎5272-3523、板橋区総務課総務係 ☎3579-2052



いのちのリレーをつなぎませんか

「板橋区の統計(令和元年 版)」を作成しました

区の人口・産業などの基本的な統計資料を収録しています。

▽閲覧場所 = 区政資料室(区役所1階⑦窓口)・区ホームページ※4月16日(木)から、区立各図書館でもご覧になれます。▽問 = 総務課統計係 ☎3579-2057

社会福祉協議会

ご案内

●緊急小口資金・生活支援費の特例貸付を実施しています

新型コロナウイルス感染症の影響による休業・失業などで、生活資金にお困りの方を対象に、緊急小口資金・生活支援費の特例貸付を実施しています。条件・必要書類など詳しくは、板橋区社会福祉協議会ホームページをご覧ください。

▽問 = 同協議会 ☎3964-0556

●子どもの居場所づくり立ち上げ講座

▽とき = 4月24日・5月22日・6月26日、各金曜、各1日制、14時～16時▽内容 = 講義「子ども食堂・学習支援・多世代交流などの開始準備」

▽定員 = 各日10人(申込順)▽ところ・申込・問 = 4月13日(月)朝9時から、電話で、板橋区社会福祉協議会 ☎3964-0236

5月11日(月)から

図柄入りご当地ナンバー「板橋」 の交付が始まります

国が、車のナンバープレートのさらなる活用方策として推進している「地方版図柄入りナンバープレート」。区では、シティプロモーションの一環として、板橋ナンバーの交付を始めます。

▽交付開始日 = 5月11日(月)▽申込 = 4月13日(月)から、図柄ナンバー

申込サービスホームページ※お近くのディーラー・整備工場・行政書士からも申込可※ナンバープレートの種類・手数料など詳しくは、同ホームページをご覧ください。



▲詳しくはこちらから



問合 広聴広報課プロモーショングループ ☎3579-2515